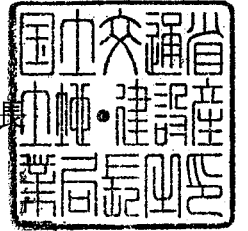


国土入企第25号  
平成29年2月10日

(一社) 全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



### 適正な価格による工事発注について

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、これまでの建設投資の大幅な減少に伴って著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少してきました。

技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあったことから、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保が基本理念として追加されています。

また、技能労働者の処遇改善に向けて、社会保険等への加入徹底を図るため、平成25年度から、国土交通省直轄工事の積算に用いる労務費の単価である公共工事設計労務単価において、必要な法定福利費相当額を反映しているところです。

本日、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これにより、平成28年2月から適用

されている公共工事設計労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で3.4%、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では3.3%の上昇となり、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で39.3%、被災3県の平均では55.3%の上昇となり、これらの労務費の上昇は、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあることなどを示しています。

については、公共工事又は民間発注工事を問わず建設産業を巡る共通の課題である工事の品質確保及び将来にわたる担い手の確保・育成に向けて、適正な水準の賃金が発注価格に適切に織り込まれることが必要であり、貴団体におかれては、以上の取組等についてご理解をお願いするとともに、傘下の会員企業に対し、下記の取組を通じて、適正な価格による工事発注に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしく申し上げます。

## 記

### 1. 技能労働者の処遇改善に向けた取組を踏まえた適正価格による工事発注

公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いる労務費の単価であり、約16万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県・51職種ごとに決定しているものです。

このため、公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には公共発注者が積算する予定価格の上昇につながりますが、これを技能労働者の処遇改善にもつなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要があります。国土交通省においては、これまでの4度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成25年4月、平成26年2月、平成27年2月及び平成28年2月）の際には、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官が建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保等を直接要請するとともに、建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払いなどについて決議がなされております。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組に十分なご理解をいただき、建設工事を発注する際は、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようお願いいたします。また、受注者から、物価、賃金等の変動を理由とする請負代金額の変更申請があったときは、民間工事標準請負契約約款（甲）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）第32条第5号等を踏まえ、柔軟に対

応していただくようお願いします。

なお、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはならないことに、改めてご留意ください。

## 2. 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されているところです。

これらを踏まえ、建設工事を発注するときは、法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額で請負契約を締結するようお願いします。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第19条の3違反の当事者となるおそれがありますので、十分ご留意ください。

## 3. 消費税の適切な支払い

平成26年4月1日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところです。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願いします。

以上